

愛媛大学医学部附属病院における安全管理に関する基本方針

愛媛大学医学部附属病院(以下「本院」という。)は、特定機能病院として先端医療を促進する義務を担いつつ、全ての患者に安全で、質の高い医療を提供することを使命とし、この使命達成のため不断の努力を行う。

医療の安全性の確保においては、医療従事者個々の努力が重要であることは言うまでもないが、個人の努力のみに基づく医療事故防止には自ずと限界があり、組織的な安全管理体制が不可欠である。本院では高度化、複雑化する医療環境において、職員一人ひとり、各部署それぞれが、個人として組織として、医療の安全確保に深く参画し、病院全体として安全管理を促進するため以下の基本方針を定める。

1. 患者中心の医療の実践

患者の立場にたち、患者が安心して医療を受けることができる環境を整える。患者のプライバシーの尊重は全職員に周知し、徹底する。

2. チーム医療の実践

通常の経過ではない患者の治療方針は、担当チームだけの判断ではなく、関連の診療科等チームとも情報を広く共有し、意見を交換して決定する。医療者は、想定外の事態も起こり得ることを念頭におき、思い込みによる判断誤りのないよう治療にあたる。

3. 医療安全に関する組織的取り組み

本院における安全管理に関する最高意志決定機関として医療安全管理委員会を置き、病院長が統括する。日常の診療現場における安全管理は各部署のリスクマネジャー及び医療安全管理部が主導する。また、医療過誤か否かの判定、迅速な事実調査及び根本的な原因の分析を行うインシデント審議委員会、さらにインシデント調査委員会を組織する。全ての組織での検討結果は医療安全管理委員会において審議される。

4. インシデントの報告と情報の共有

医療の安全管理において過去のインシデントから学ぶものは多い。インシデントの原因解明は後のインシデント発生の抑制に繋がる。このためにもインシデント情報の共有は不可欠であり、インシデント等の発生に際しては早期に情報を把握し、適切な方法を用いて周知し、職員全員で共有できるよう対応する。

5. 機能する医療事故防止対策

医療事故防止のためのリスクの把握、分析、改善、評価については、病院長の指示に基づき、医療安全管理委員会、インシデント審議委員会、インシデント調査委員会及び医療安全管理部において行う。その際、誰もがエラーを起こす可能性があることを踏まえ、インシデントの根本的原因を究明し、システム指向で対応策を検討し実施する。

6. 適切な医療事故への対応

本院における医療を通じて、患者に何らかの傷害が発生した場合には、救命や回復のために迅速かつ適切な治療、及び患者や家族に十分な情報の提供を行う。さらに、発生した事態が過失によるか否かの判断や、組織的に当該医療事故に対応するため、必要に応じインシデント審議委員会、インシデント調査委員会を速やかに開催し、公正で客観的な評価を行う。さらに、平成27年10月より施行された「医療事故調査制度」に則り、院内全死亡事例に対する調査・確認を行い、患者やその家族、さらには社会への説明責任を果たす。

7. 患者相談の実施、指針等の閲覧

患者に納得のいく医療を提供するために、患者相談窓口を設け、相談、意見、苦情等に率直に耳を傾け、適切な対応を行うとともに安全管理及び医療の質の向上に積極的に活用する。また、患者が安心して医療を受けられるように本基本方針等を患者相談窓口に掲げ、患者の閲覧に供する。

8. 医療安全管理教育・研修、啓発

すべての職員が安全な医療の提供の重要性を認識し、積極的に医療の質の向上を推進していくために、安全管理に関する教育や研修、啓発を行う。

9. 医療安全管理マニュアルの作成・更新

愛媛大学医学部附属病院「医療安全管理マニュアル」を作成・周知し、必要に応じて適宜見直しをする。